

東京家政大学

2027 年度 自主自律奨学金奨学生募集要項

自主自律奨学金は、東京家政大学の建学の精神である「自主自律」に共感し、本学への入学を強く希望する者を対象とした予約給付型奨学金です。

本奨学金は、学業成績が優秀であることに加え、入学後に学業へ意欲的に取り組み、課外活動や学内イベント等にも積極的に参加し、「自主自律」の精神と、本学の生活信条である「愛情・勤勉・聡明」を実践する学生を支援することを目的としています。

知識・技能総合入学試験（1期・2期）の合格者のうち、本奨学金に志願した者を対象に選考を行い、採用者には年間 40 万円を、最長 4 年間支給します。

なお、給付の継続には、本学が定める継続要件を満たす必要があります。

I. 自主自律奨学金概要

1. 志願資格

本奨学金に志願できる者は、以下のすべての要件を満たす女子とします。

- (1) 知識・技能総合入学試験の出願資格を有する者
- (2) 本学を第一志望とする者
- (3) 2027 年度知識・技能総合入学試験を受験し（デッサンでの受験を除く）、2027 年 4 月に本学へ入学する者
- (4) 入学後、学業に意欲的に取り組み、所定の学業成績を修める意思を有する者
- (5) 入学後、課外活動や学内イベント等に積極的に参加し、本学の教育活動および学生生活の充実に貢献する意思を有する者

2. 採用候補者数 24 名（予定）

3. 支給期間・支給金額・支給方法

- (1) 支給期間 4 年間（ただし、学業成績等による継続審査を毎年度行います）
- (2) 給付金額 年間 40 万円

II. 自主自律奨学金申請手続

1. 申請方法 自主自律奨学金を希望する者は、以下の申請書類を、知識・技能総合入学試験の出願書類とあわせて同一の封筒に封入し、出願期間内に郵送してください。なお、申請書類に不備や不足がある場合は、申請を受け付けることができませんので、提出前に必ず内容を確認してください。

2. 出願期間 1 期：2026 年 10 月 1 日（木）～10 月 13 日（火）
2 期：2026 年 10 月 29 日（木）～11 月 10 日（火）

3. 申請書類 自主自律奨学金志願書（本学所定様式）

III. 選考

1. 採用候補者の選考

自主自律奨学金の採用候補者は、知識・技能総合入学試験の学力試験の成績、志願書・調査書・エントリーシートおよび面接の結果を総合的に審査し、選考します。なお、面接の日程については、以下「3. 採用候補者面接・採用決定」を確認してください。

2. 採用候補者の発表

2026 年 12 月 1 日（火）10：00（予定）

本学公式ホームページに「自主自律奨学金 採用候補者受験番号」を掲載します。掲載期間は、発表日時から 12 月 11 日（金）15:00 までです。

採用候補者となることができるのは、知識・技能総合入学試験 1 期・2 期において本学を第一志望とし出願した者に限ります。

採用候補者となった者は、入学時納入金を以下の期限までに全額納入してください。なお、延納手続は利用できません。

- ・ 1 期合格者：11 月 6 日（金）
- ・ 2 期合格者：12 月 11 日（金）

※自主自律奨学金の採用候補者発表前であっても、知識・技能総合入学試験の入学手続は所定の期日までに完了してください。期限までに入学時納入金の納入が確認できない場合は、採用候補者として選考の対象外となります。

3. 採用候補者面接・採用決定

採用候補者を対象に面接を実施し、学修意欲を確認します。

採用候補者は必ず面接を受けてください。

（1）面接日時

2026 年 12 月 6 日（日）14：00 開始（13：50 集合）

（2）実施方法

①一都三県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県。離島を除く）にお住いの採用候補者
：本学板橋キャンパスでの対面実施

②上記以外にお住いの採用候補者：オンライン実施

※面接時間は 1 人 15 分程度を予定しています。

（3）採用決定

面接の結果を踏まえ、採用者を決定します。採用決定者には、志願書に記載された住所宛に採用決定通知書を郵送します。（2027 年 1 月発送予定）

4. 採用決定までの注意事項

- (1) 本奨学金の志願・選考は入学試験の可否に一切影響しません。
- (2) 知識・技能総合入学試験以外の合格資格で入学する場合は、本奨学金を受けることはできません。
- (3) 志願書を出願書類とは別に提出した場合や、出願期間後に提出した場合は受理できません。なお、一度提出された提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (4) 知識・技能総合入学試験では第 2 志望学科・学環・専攻まで学内併願が可能です。自主自律奨学金においては、本奨学金に志願した者のうち、第 1 志望学科・学環・専攻での合格者のみ採用候補者選定対象となります。知識・技能総合入学試験で第 2 志望学科・学環・専攻にも出願し、第 1 志望が不合格で第 2 志望のみ合格した場合、自主自律奨学金奨学生として選考の対象外となります。また、本奨学金を志願した 1 期受験者が第 1 志望学科・学環・専攻に不合格になった場合には 2 期も受験することが可能ですが、2 期でも自主自律奨学金に志願する場合、申請書類は再度提出してください。本奨学金を志願した 1 期受験者が第 1 志望学科・学環・専攻に合格し、入学許可が出ている場合には、本奨学金志願のために 2 期を再受験することはできません。（p. 4 参考資料）

5. 入学後の注意事項

- (1) 本奨学金と、他の奨学金等との併用受給は、他の奨学金の選考基準によります。
- (2) 高等教育の修学支援新制度と本奨学金は併用できます。
- (3) 本奨学金の受給者は、入学後に奨学金受給者の交流の会（名称：自主自律奨学生の会）に参加し、お互いに切磋琢磨するとともに、課外活動や学内イベント等へ参加し学園への貢献を責務とし要請があった場合には応える必要があります。
- (4) 本奨学生は在学中の学費等を期日までに納める必要があります。

IV. 奨学金の継続・停止・失格

1. 継続可否審査

本奨学金は、学業成績等に基づき、毎年度、学期ごとに継続可否審査を行います。

継続可否審査において、成績が所定の基準を満たさない場合または本奨学生として不適切な行動が確認された場合は、奨学金支給の停止、あるいは失格となる場合があります。

2. 停止

本奨学生が留学により休学、または健康上の理由により半期休学する場合は、奨学金を停止します。

3. 失格

不適切な行動をとった場合、休学（留学除く）が半期以上または複数回となった場合、退学、停学または除籍となった場合、提出書類に虚偽の記載を行った場合等、奨学金規定に基づき本奨学金の受給資格を失い、当該期の奨学金の全額を本学に一括返還していただくことになります。

問い合わせ先 **東京家政大学 アドミッションセンター**

TEL : 03-3961-5228 E-mail : nyushi@tokyo-kasei.ac.jp

〔問い合わせ時間〕 大学休業日、土・日・祝日を除く 9:00～17:00

【個人情報の取り扱いについて】

この奨学金申請によって本学が知り得た個人情報は、本学の個人情報に関する基本的な方針に基づき奨学金に関する業務についてのみ使用します。

(参考資料：Ⅲ-4 採用決定までの注意事項(4)フローチャート)

